

千葉県職員の過重労働による健康障害防止対策実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の8及び第66条の9、並びに千葉県職員安全衛生管理規程に基づき、本市職員の過重労働による健康障害の防止対策の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 千葉県職員定数条例(昭和24年千葉県条例第31号)第2条第1項の表に掲げる者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者をいう。ただし、教育委員会、消防局並びに病院局の職員は除く。
- (2) 時間外勤務等 正規の勤務時間を超えて勤務したものの、及び休日等において正規の勤務時間中に勤務したものをいう。
- (3) 産業医等 千葉県職員安全衛生管理規程第6条に規定する医師及び人材育成課の保健師（以下「保健師」という）をいう。

(過重労働者)

第3条 過重労働者は、次の各号に該当する者（管理職を含む）とする。

- (1) 前月の時間外勤務等が80時間を超える職員
- (2) 直近2～6か月平均の時間外勤務等が月80時間を超える職員
- (3) その他産業医が必要と認めた職員

(過重労働者の抽出)

第4条 人材育成課は、給与課から提供される過重労働者のデータをもとに、過重労働者リスト（様式第1号）を作成し、各安全・衛生委員会事務局を経由して所属長へ報告するものとする。

- 2 各安全・衛生委員会事務局及び所属長は、必要に応じ、過重労働者リストを修正・追記するものとする。
- 3 過重労働者リスト（様式第1号）は、総括安全衛生管理者を経由して、産業医等へ送付するものとする。

(産業医等との面接の区分)

第5条 産業医等との面接は、次に掲げる区分により実施する。

(1) 必須面接

ア 対象

次のいずれかに該当する職員

- ・前月の時間外勤務等の時間数が100時間を超える職員
- ・直近2～6か月平均の時間外勤務等が月80時間を超える職員

イ 実施内容

産業医等との面接を受けなければならない。

産業医等との面接を受けた職員で、当該年度内に再度必須面接の対象となった場合は、勧奨面接の対象とする。

ただし、産業医が必要であると認める場合は、再度、面接を受けなければならない。

(2) 勧奨面接

ア 対象

- ・前月の時間外勤務等が80時間を超える職員

イ 実施内容

対象職員からの申出により、産業医等との面接を実施する。

ただし、産業医が必要と認める場合は、対象職員からの申出がなくても面接を実施する。

(3) 予防面接

ア 対象

次のいずれかに該当する職員

- ・ 必須面接又は勧奨面接には該当しないが、長時間にわたる時間外勤務等を行い、過重労働を自覚する職員
- ・ その他産業医が必要と認めた職員

イ 実施内容

対象職員からの申出又は産業医が必要と認める場合に、産業医等との面接を実施する。

(産業医等との面接の通知)

第6条 産業医又は総括安全衛生管理者は、次に掲げる区分により、産業医等との面接の実施について、対象職員に通知するものとする。

(1) 必須面接

総括安全衛生管理者は、対象職員へ産業医等との面接を受けるよう指導する。

(2) 勧奨面接

産業医は、対象職員へ産業医等との面接を受けるように勧奨する。

(所属長の責務)

第7条 所属長は、前条の通知があった場合、対象職員に産業医等との面接を受けさせるため、必要な措置を講ずるものとする。

(産業医等との面接の実施者)

第8条 面接は、原則として、産業医が実施する。

ただし、産業医が認めるものについては、保健師が実施する。

保健師が面接を実施した結果、必要と判断した場合は、対象職員に対し、産業医面接を受けるよう指導し、指導を受けた職員は、産業医との面接を受けなければならない。

(産業医等との面接の報告)

第9条 産業医は、面接の実施後、面接指導実施報告書兼事後措置に係る意見書（様式第2号）を作成し、総括安全衛生管理者へ送付するものとする。

なお、産業医が対象職員の健康保持のため就業上の措置が必要と判断した場合は、面接指導実施報告書兼事後措置に係る意見書（様式第2号）に事後措置に係る意見として、その旨を記載するものとする。

2 保健師は、面接の実施後、過重労働面接記録表（様式第3号）を作成し、人材育成課を經由して、総括安全衛生管理者へ送付するものとする。

3 総括安全衛生管理者は、面接指導実施報告書兼事後措置に係る意見書（様式第2号）又は過重労働面接記録表（様式第3号）を、所属長へ送付するものとする。

(産業医との面接の事後措置)

第10条 所属長は、面接指導実施報告書兼事後措置に係る意見書（様式第2号）に、産業医から事後措置に係る意見があった場合は、就業上の措置について検討するものとする。その際講じた措置及び講じようとする措置の内容（これらの措置を実施しない場合にあっては、その旨及びその理由）を、面接指導実施報告書兼事後措置に係る意見書（様式第2号）に記載し、総括安全衛生管理者を經由して、産業医等へ送付するものとする。

（産業医等との面接結果の報告）

第 11 条 総括安全衛生管理者は、産業医等との面接の結果及び事後措置の内容を、人材育成課へ報告するものとする。

2 人材育成課は、過重労働産業医等面接結果報告書（様式第 5 号）を作成し、対象職員の属する局区主管課へ報告するものとする。

3 報告を受けた局区主管課は、局（区）・部長へ当該情報を報告するものとする。

（産業医以外の医師の面接）

第 12 条 対象職員が産業医以外の医師と面接をした場合、産業医等との面接に相当すると認められた場合は、産業医等との面接を省略することができる。その際、対象職員は、当該面接結果を産業医へ報告しなければならない。

産業医は、その報告内容から、主治医による面接指導の聞き取り結果報告書（様式第 4 号）を作成し、総括安全衛生管理者へ送付するものとする。

（面接指導を受けるのに要する時間のサービスの取扱い）

第 13 条 産業医等との面接に要する時間は、原則勤務時間として取り扱う。

（過重労働による健康障害防止対策に係る文書の保存）

第 14 条 過重労働による健康障害防止対策に係る文書は 5 年間保存する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

過重労働者リスト（〇年〇月分、〇〇〇〇〇〇）

1 過重労働者リストの修正・追加

過重労働者リストを確認の上、赤字で修正や追加をお願いします。

リストには管理職が含まれていないため、管理職で該当者がいる場合は追加してください。

【修正や追加がある場合】修正後の過重労働者リストを安全・衛生委員会事務局へご提出ください。

【修正や追加がない場合】提出不要です。

2 産業医等面接の指導・勧奨

過重労働者リストに基づき、下記のとおり、ご対応ください。

①必須面接：所属長は、対象職員に通知文（必須面接用）を渡し、産業医等との面接を受けるように指示してください。

②勧奨面接：所属長は、対象職員に通知文（勧奨面接用）を渡し、産業医等との面接を受けるように勧めてください。

所属	職員コード	職名	氏名	時間外実績（当月）	時間外実績（平均）	①必須面接	②勧奨面接

[【参考】過重労働の基準、産業医面接の基準](#)

判定区分	診断区分	<input type="checkbox"/> 異常なし	<input type="checkbox"/> 要観察	<input type="checkbox"/> 要医療
	就業区分	<input type="checkbox"/> 通常勤務	<input type="checkbox"/> 就業制限	<input type="checkbox"/> 要休業
	指導区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指導不要	<input type="checkbox"/> 要保健指導	<input type="checkbox"/> 要医療指導

4 事後措置に係る意見

事後措置に係る意見書（産業医記入欄）	
就業上の措置	<input type="checkbox"/> 特に指示なし <input type="checkbox"/> 時間外労働の短縮 <input type="checkbox"/> 就業場所の変更 <input type="checkbox"/> 作業の転換
	上記の内容について具体的に記述

5 措置実施報告（就業上の措置が特に指示なしの場合は記載不要）

措置実施報告（所属長記入欄）	
対応者	〇〇〇〇課長 △△ △△
対応年月日	年 月 日
措置内容	<input type="checkbox"/> 措置を実施した <input type="checkbox"/> 今後措置を実施する <input type="checkbox"/> 措置できない
	上記の内容について具体的に記述

過重労働面接記録表

事業場名 _____ 区 _____

保健師氏名 _____

1 面接した職員

所属名 _____

職名 _____ 氏名 _____

2 職員の状況

疲労度自己チェックによる 仕事の負担度	<input type="checkbox"/> 低い <input type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 非常に高い
健康診断等の状況	受診日： _____ <input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常あり
過重労働の種類	<input type="checkbox"/> 月100時間超 <input type="checkbox"/> 月80時間超
	<input type="checkbox"/> 2～6か月平均80時間超 <input type="checkbox"/> 該当なし
所属長等への情報共有	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない

3 面接指導内容

面接年月日	年 月 日 ()
疲労の蓄積の状況	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 軽 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 重
睡眠の状況	<input type="checkbox"/> よく眠れる <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> よく眠れない (睡眠時間 _____ 時間)
食欲	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
自覚症状	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ()
血圧	_____ mmHg
産業医面接の希望	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
面接の状況	
判断	<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 再面接(月 日 時) <input type="checkbox"/> 産業医面接

主治医による面接指導の聞き取り結果報告書 兼 事後措置に係る意見書

事業場名 _____

産業医氏名 _____

1 聴取した職員 所属名 _____

職名 _____ 氏名 _____

2 聴取した日 平成 年 月 日

3 聴取した内容

(助言内容、所見等を含む)

4 事後措置に係る意見書

(事後措置に係る意見がある場合に記述)

5 措置実施報告（対応者： 課長）

（事後措置に係る意見がある場合に記述）

過重労働産業医等面接結果報告書（〇年〇月分、〇〇〇〇局）

以下のとおり、過重労働者及び過重労働に伴う産業医等との面接の結果について、報告いたします。

1 当月の過重労働者

所属	職員コード	職名	氏名	時間外実績（当月）	時間外実績（平均）	①必須面接 （全員面接）	②勸奨面接 （希望者面接）

※時間外実績が基準（80時間）以下の場合は空欄

2 過重労働に伴う産業医等との面接の結果

所属	職員コード	職名	氏名	面接対象となった時間外実績	①必須面接 （全員面接）	②勸奨面接 （希望者面接）	③予防面接 （希望者面接）	面接日	報告書NO	事後措置の有無

※事後措置：産業医が、対象職員の健康保持のため、就業上の措置が必要と判断した場合に、その意見を記載するもの。
産業医からの事後措置に係る意見があった所属長は、必要に応じて就業上の措置について検討し、その内容を産業医へ報告する。

[【参考】過重労働の基準、産業医面接の基準](#)